# 申出書の記載例

# 申 出 書

年 月 日

### 国土交通大臣 殿

申出人の氏名又は名称及び住所: 申出を行おうとする者が個人の場合は、氏名、住所、電話番号を記載してください。申出を行おうとする者が法人、団体の場合には、その名称、代表者名、担当者名、所在地、電話番号を記載してください。

氏名又は 名 称 住 所 電話番号

下記の通り、特定賃貸借契約の適正化を図るため必要があると認められますので、適当な措置をとられるよう、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第35条第1項に基づき、申し出ます。

記

1. 申出に係る事業者

所在地:

名 称:

2. 申出の趣旨

申出に係る事業者:特定賃貸借契約(マスターリース契約)の適正化を図るため措置の必要があると認められる行為を行っている事業者(サブリース業者又は勧誘者)の所在地、名称を記載してください。

**申出の趣旨**: 特定賃貸借契約(マスターリース契約)の適正化を図るため 措置の必要があると認められる行為の内容について可能な限り具体的に(誰が、いつ、何を、どのように行ったか等)記載してください。

個別の特定賃貸借契約(マスターリース契約)に関する内容かつ調査を必要 とするもので、申出者が対象者と異なる場合は、可能な限り対象者本人の氏 名又は名称、住所、電話番号も併せて記載してください。

3. その他参考となる事項

**その他の参考となる事項**:例えば、契約書、パンフレットの写し等は調査の際に有用な資料となりますので申出書に添付してください。

氏名又は名称、住所及び申出内容の開示について:賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第35条第2項に基づく調査のため、申出者の氏名又は名称、住所及び申出内容を、申出に係る事業者に開示することがあります。開示に係る意向について、チェックボックスにチェックしてください。なお、電話番号は申出に係る事業者に開示しません。

4. 申出に係る事業者への氏名又は名称、住所及び申出内容の開示について

	申出に係る事業者に開示する項目	開示可	開示不可
1	申出者の氏名又は名称		
2	住所		
3	申出内容		
	(開示を希望しない情報: )		

以上

# 申出書の記載例

#### (留意事項)

- (1) 【申出人の氏名又は名称及び住所】申出を行おうとする者が個人の場合は、氏名、住所、 電話番号を記載してください。申出を行おうとする者が法人、団体の場合には、その名称、 代表者名、担当者名、所在地、電話番号を記載してください。
- (2) 【記1 申出に係る事業者】特定賃貸借契約(マスターリース契約)の適正化を図るため 措置の必要があると認められる行為を行っている事業者(サブリース業者又は勧誘者)の 所在地、名称を記載してください。
- (3) 【記2 申出の趣旨】特定賃貸借契約(マスターリース契約)の適正化を図るため措置の 必要があると認められる行為の内容について可能な限り具体的に(誰が、いつ、何を、ど のように行ったか等)記載してください。
  - 申出制度により国が行う調査(賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第35条第2項に基づく調査。以下「調査」といいます。)の対象は、特定賃貸借契約(マスターリース契約)に関し、原則として同法に違反する行為又はそのおそれがあるものに限られます。
- (4) 【記3 その他の参考となる事項】例えば、契約書、パンフレットの写し等は調査の際に 有用な資料となりますので申出書に添付してください。
- (5) 【記4 氏名又は名称、住所及び申出内容の開示について】調査のため、申出者の<u>氏名又は名称、住所及び申出内容</u>(以下「氏名等」といいます。)を、申出に係る事業者に開示することがあります。開示に係る意向について、チェックボックスにチェックしてください。なお、電話番号は申出に係る事業者に開示しません。
- (6) 個別の特定賃貸借契約(マスターリース契約)に関する内容かつ調査を必要とするもので、 申出者が対象者と異なる場合は、対象者本人に、申出に係る事業者への対象者本人に関す る氏名等の開示の可否や、申出内容について確認しますので、可能な限り対象者本人の氏 名又は名称、住所、電話番号も【記2 申出の趣旨】に併せて記載してください。また、 対象者本人に、申出者の氏名等を開示する旨、あらかじめご了承ください。
- (7) 申出に係る事業者への氏名等の開示を希望しない場合や、対象者本人の氏名等の記載がない場合、調査が行えない可能性があります。
- (8) 申出者及び申出書に記載された者の個人情報は、調査の目的以外では一切利用しません。
- (9) 調査の状況、結果については、お答えしておりません。
- (10) 申出制度は、被害の拡大を防ぐための制度であり、個別のトラブルの解決・あっせんを目的とした制度ではありません。